

G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、ICTを活用した教育の振興のための恒常的な国の支援策の創設に関する意見書

子どもたちが豊かな創造性を備え、変化の激しい未来社会を自立的に生きていくため、一人ひとりの個性や能力に合わせた教育の実現を図るとともに、持続可能で活力のある未来社会の担い手として、求められる資質や能力を育成する教育環境を整備することは、我が国の初等中等教育において極めて重要な課題となっています。

政府・文部科学省におかれては、こうした点を踏まえ、また、コロナ禍における遠隔授業等の実施を早期に可能とするため、令和5年度までとされていた「G I G Aスクール構想」に基づく整備計画を前倒しされ、全国の地方自治体への強力な財政支援を行い、令和3年度までに児童生徒一人1台の端末（タブレット端末）の整備は、全国的にほぼ完了したところです。

戦後復興期から今日に至るまでの、理科教育振興法や産業教育振興法による全国の学校の教育水準の向上政策が、子どもたちの未来を開き、我が国社会の発展の礎となってきたように、今後、情報端末を子どもたち一人ひとりが常時活用できる環境を基盤として教育を推進することは、国の基幹的な教育政策となったと言っても過言ではありません。文部科学省の方針としてデジタル教科書を順次導入していくことが決定していますが、それも、全ての児童生徒が情報端末を使って学ぶ環境が維持されてこそ実現するところです。

しかしながら、地方自治体の財政力は、自治体ごとに違いはあるとはいふものの、総じて脆弱であり、国の強力な財政支援がなければ、情報端末や通信環境等の整備・維持を、将来にわたって行っていくことは大変困難です。本町においても、財政状況は厳しく、今後見込まれる多額の関係経費の財源確保は難しい状況にあります。

つきましては、G I G Aスクール構想による一人1台端末や通信環境の整備・維持、その適切な活用に係る環境を整えるため、下記のとおり、機器の更新、高速ネットワークの維持向上、学習支援ソフトウェアの購入、機器の適切な活用促進のための人的条件整備などへの恒常的な地方自治体への支援制度を国において整備されますことを要望

します。

記

1. 一人1台端末（タブレット端末）の整備・更新及び回線速度改善等に係る恒常的な国庫補助措置を講じること。
2. 学習支援ソフトウェア等の購入経費に係る支援を図ること。
3. ICT推進コーディネータ、ICT教育活動支援員等の配置及び充実への支援を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月20日

京都府精華町議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部
科学大臣